

## 財団法人 沖縄県産業振興公社

### 寄附行為

昭和46年12月 1日			
昭和47年 5月12日	一部改正	昭和47年 6月 2日	一部改正
昭和50年 4月16日	一部改正	昭和51年 7月29日	一部改正
昭和52年 7月 1日	一部改正	昭和54年10月26日	一部改正
昭和58年 6月30日	一部改正	昭和59年 3月31日	一部改正
平成 元年 4月10日	一部改正	平成 2年 5月21日	一部改正
平成 3年 5月21日	一部改正	平成 4年 4月21日	一部改正
平成 5年 3月30日	一部改正	平成 6年 1月 7日	一部改正
平成 8年 3月 8日	一部改正	平成 8年 3月29日	一部改正
平成 9年 4月 1日	一部改正	平成10年 4月 1日	一部改正
平成11年 4月 1日	一部改正	平成11年 7月 2日	一部改正
平成12年 3月31日	一部改正	平成12年 7月 7日	一部改正
平成14年12月20日	一部改正	平成17年 4月 1日	一部改正
平成18年 4月 1日	一部改正	平成19年 3月27日	一部改正
平成20年 1月 8日	一部改正		

## 第1章 総 則

(名 称)

**第1条** この法人は、財団法人沖縄県産業振興公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

**第2条** 公社は、事務所を那覇市に置く。

(目 的)

**第3条** 公社は、県内商工業の生産技術の向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小商業の活性化、創造的 中小企業の支援、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業の用に供する設備及び機械類の購入、貸与又は譲渡に関すること。
- (2) 小規模企業者等の用に供する設備資金の貸付に関すること。
- (3) 下請取引のあっせん及び下請取引に係る苦情又は紛争の処理に関すること。
- (4) 産業情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 沖縄県産業振興基金を活用した事業に関すること。
- (6) 削除
- (7) 投資育成事業に関すること。
- (8) 削除
- (9) 中小企業新事業総合支援事業に関すること。
- (10) 中小企業振興資金の融資あっせんに関すること。
- (11) 削除
- (12) 中心市街地活性化支援事業に関すること。
- (13) 削除
- (14) 対外経済交流事業に関すること。
- (15) 産業振興に関する調査、研究及び指導に関すること。
- (16) 国・地方公共団体及び企業、団体等からの受託事業に関すること。
- (17) 県内中小企業の総合的経営支援に関すること。
- (18) 中小企業者及びその従業員等の経営管理又は技術研修に関すること。
- (19) 削除
- (20) 削除
- (21) 削除
- (22) バイオベンチャー企業研究開発支援事業に関すること。
- (23) ベンチャービジネスサポート事業に関すること。
- (24) 特別自由貿易地域創・操業支援事業に関すること。
- (25) 産業振興に関連する収益事業に関すること。
- (26) 沖縄イノベーション創出事業に関すること。
- (27) OKINAWA型産業応援ファンド事業に関すること。
- (28) 前各号に定めるもののほか、公社の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 資産

(資産の構成)

**第5条** 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会社の資産として寄附された寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

**第6条** 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

**第7条** 基本財産は、これを処分し、又は 担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、評議員会の審議を経た上、理事会において 理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の承認を得たときは、この限りでない。

(資産の管理)

**第8条** 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

**第9条** 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

### 第3章 役員、評議員及び職員

(役員)

**第10条** 会社に次の役員を置く。

理事長 1人

副理事長 1人

専務理事 1人

理事 10人以上15人以内(理事長・副理事長・専務理事を含む。)

監事 2人

(役員を選任)

**第11条** 理事長は理事の互選により定める。

- 2 理事及び監事は理事長が選任する。
- 3 副理事長及び専務理事は理事のうちから理事長が任命する。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

**第12条** 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、会社を代表し、業務を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び主務官庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

**第13条** 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項の職にある役員任期は、その職にある期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員 の 解 任 )

**第 1 3 条 の 2** 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

( 1 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

( 2 ) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行なう理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

( 評 議 員 )

**第 1 3 条 の 3** 会社に、評議員10人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第13条及び第13条の2の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

( 職 員 )

**第 1 4 条** 会社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、次の職員を置く。

( 1 ) 事務局長

( 2 ) その他の職員

3 職員は、理事長が任免する。

## 第 4 章 理事会及び評議員会

( 理事会 の 構 成 )

**第 1 5 条** 理事会は、理事をもって構成する。

( 理事会 の 機 能 )

**第 1 6 条** 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 事業計画の決定に関すること。

- (2) 事業報告の承認に関する事。
- (3) 資金の借入方法及び借入限度並びに借入金の償還方法に関する事。
- (4) 業務方法書の制定、改廃に関する事。
- (5) その他公社の運営に関する重要な事項

(理事会の招集)

**第17条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の2分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を示し請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

**第18条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第12条第3項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

**第19条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

**第20条** 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

**第21条** やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 緊急に必要な場合、又は軽易な事項については、理事長は書面による賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議事録)

**第22条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ( 1 ) 会議の日時及び場所
- ( 2 ) 理事の現在数
- ( 3 ) 会議に出席した理事の氏名 ( 書面表決者及び表決委任者を含む。 )
- ( 4 ) 議決事項
- ( 5 ) 議事の経過

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに、署名しなければならない。

( 評議員会の構成 )

**第22条の2** 評議員会は、評議員をもって構成する。

( 評議員会の権能 )

**第22条の3** 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、公社の事業運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。

( 評議員会の招集等 )

**第22条の4** 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員会で互選する。

3 第17条第3項及び第19条から第22条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」、「理事長」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「議長」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第5章 業務の執行

( 業務方法 )

**第23条** 公社の業務執行については、業務方法書又は国・県の通知、要綱等による。

2 前項の業務方法書は、沖縄県知事の承認を得なければ変更することができない。

( 委員会 )

**第24条** 第4条の事業を行うため、公社に委員会を置くことができる。

2 委員会に関して必要な事項は理事長が別に定める。

第25条 削除

第26条 削除

## 第6章 財務及び会計

(会計年度)

第27条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 会社の事業計画及び収支予算は、その会計年度開始前に評議員会の審議を経た上、理事会の議決を経、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第28条の2 会社の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会の議決を経、評議員会に報告するとともに、その会計年度終了後3月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第29条 会計年度末において、剰余金を生じたときは、欠損金の補てんに充て、なお残額があるときは、その全部若しくは一部を準備金として積み立て、基本財産若しくは情報化促進基金にそれぞれ繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、評議員会の審議を経た上、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、沖縄県知事の認可を得なければ変更するこ

とができない。

(解散及び残余財産の処分)

**第31条** 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、評議員会の審議を経た上、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、沖縄県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経た後、沖縄県に帰属する。

## 第8章 雑則

(委任)

**第32条** この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が定める。

**附 則**

- 1 公社の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和47年6月30日までとする。
- 2 公社の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第16条第1号及び第28条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 公社の設立当初の会計年度は、第27条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和7年5月14日までとする。
- 4 公社の2年次の会計年度は、第27条の規定にかかわらず、昭和47年5月15日から昭和8年3月31日までとする。
- 5 公社の2年次の役員は、第13条の規定にかかわらず、昭和47年7月1日から昭和49年3月31日までとする。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

- 1 この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 本一部変更寄附行為施行の際、現に定められている業務方法書については、変更後の寄附行為第23条の規定により定められたものとみなす。

**附 則**

- 1 この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この寄附行為施行の際、現に就任しているものは、変更後の公社寄附行為第11条の規定により選任されたものとみなす。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成元年4月10日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成2年5月21日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成3年5月21日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成4年4月21日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成5年3月30日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成6年1月7日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成8年3月8日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成8年3月29日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成9年4月1日認可）のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可（平成10年4月1日認可）

のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成11年4月1日認可)のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成11年7月2日認可)のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成12年3月31日認可)のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成12年7月7日認可)のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成14年12月20日認可)のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成17年4月1日認可)のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成18年4月1日認可)のあった日から施行する。ただし、第10条(理事の数)の一部改正は平成19年3月29日以降の理事の改選時、第13条の3第1項(評議員の数)の一部改正は平成19年11月15日以降の評議員の改選時から適用する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成19年4月1日認可)のあった日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更については、沖縄県知事の認可(平成20年1月8日認可)のあった日から施行する。